山口・延行条里遺跡（のぶゆきじょうり）

1　所在地　山口県下関市大字伊倉ほか
2　調査期間　一九九八年（平10）一一月～二〇〇二年三月
3　発掘機関　下関市教育委員会
4　調査担当者　濱﨑真二・藤川貴和
5　遺跡の種類　条里遺跡
6　遺跡の年代　旧石器時代～現代
7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

延行条里遺跡は、綾羅木川下流域の沖積低地に広く分布する後期旧石器時代から現代までの複合遺跡である。調査対象地の伊倉地区は綾羅木川南岸域にあたり、火の見山山麓北辺の沖積平野部に位置する。現在の標高は約二～五mである。発掘調査は、土地区画整理事業の施工に伴い、下関市教育委員会が一九九八年度から四カ年計画で実施した。

（安岡・小倉）

検出した遺構の主体は条里および水田関係遺構であるが、隣接する洪積台地上に立地する伊倉遺跡との境界部では、後世の土地開発に伴う造成土中（一部は条里に伴う道路遺構造成土）から、大量の弥生時代遺物が出土した。

水田関係遺構としては、同一方位ながら規格を異にする平安時代後期以降の複数の条里地割が検出されている。これらは、砂丘形成などの要因により、一時的な断絶に見舞われながらも、一部は現在まで踏襲されていることが明らかになりつつある。

一　I地区（二〇〇〇年度）

中世後期まで踏襲された条里坪界上に位置するとみられる東西畦畔が近世以降廃絶し、現在までに踏襲される新たな土地区画がつくられた状況を確認した。付け替えられた東西畦畔に伴う溝の基底部からは、稲の品種を示すと考えられる付札木簡が出土した。

二　K地区（二〇〇一年度）

推定条里坪界に重なる現畦畔の下層において、平安時代後期以降の畦畔が断続的に踏襲されていることを確認した。木簡はこの初現畦畔の基底直下から出土した。

8　木簡の釈文・内容

一　I地区

(1)　「三保錦　四斗」　144×50×7　011

二葉松類の板目材で、中央部にて縦に二片に割損するが、ほぼ完存する。上端は切り折り。側面は削り、さらに小さく面取りを施しているが、両側面とも一部損傷している。下端は切断。表面は小さな波状の削り調整。裏面はやや荒い削り調整。三保錦という品種の稲の種籾に伴う付札か。

二　K地区

(1)　・「〈□扇〔田カ〕□□　　(65)×20×4　039

・「〈七斗　升

スギの柾目材で、頭部の状況は比較的良好である。両端より小さく切り欠く。下部は折損している。側面はわずかに欠損する。表面には「扇」の文字がみえ、扇（檜扇か）の地方への伝搬に伴う付札か。また、続く文字を「田」とし、「扇田」とみれば、火の見山山麓の扇状地に開かれた水田の土地呼称ともとれる。裏面の「七斗升」は分量を示すと考えられ、併せて収穫された穀物の付札と考えられる。条理出現期の畦畔直下からの出土を考慮すれば、地域の古代水田開発の状況を示す貴重な文字資料と考えられる。

なお、釈読にあたっては、元山口大学の八木充氏、奈良文化財研究所の馬場基氏のご教示を得た。

（濱﨑真一）

一（1）

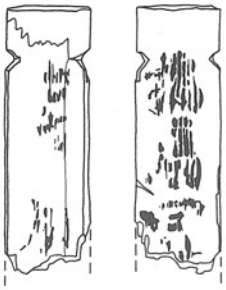

二（1）